

企業局 週休 2 日工事実施要領

1 目 的

昨今、建設業界においては、担い手不足が懸念され、若手の技術者や技能労働者の確保・育成を中心とした将来の担い手確保が重要な課題であり、若年技術者等の入職促進策として、建設現場における「週休 2 日」の確保などによる働き方改革の実現が求められている。

また、労働基準法の改定(平成 31 年 4 月施行)により、建設業において令和 6 年 4 月より罰則付時間外労働規制が適用となり、働き方改革として週休 2 日の確保が重要な課題となっている。

本要領は建設現場における「週休 2 日」を確保していくに当たり、週休 2 日による施工の実施方法、提出資料、その他必要な事項について定めるものである。

2 適 用

令和 7 年(2025 年)4 月 1 日以降の入札から適用する。

3 週休 2 日とは

(1) 週休 2 日工事【現場閉所】

本工事における「月単位の週休 2 日【現場閉所】」とは対象期間において全ての月で 4 週 8 休以上の現場閉所（現場休息）を行うことを、「通期の週休 2 日【現場閉所】」とは、対象期間において、土日・祝日に関わらず、4 週 8 休以上の現場閉所（現場休息）を行うことをいう。

対象期間とは、契約期間内において工事着手日から工事完成日までの期間のことである。工事着手日とは、実際の工事のための現場における準備作業（現場事務所等設置や測量等）に着手する日をいう。工事完成日とは、後片付け作業（出来形測量や現場事務所、保安施設等の撤去等）が全て終了した日をいう。なお、年末年始 6 日間および夏期休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間^{※1}、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は対象期間に含まない。

※1 「工事全体を一時中止している期間」とは、以下の期間も含むものとする。

- (1) 水道管切廻し工事等、他の占用物件の移設工事のみを施工している期間
- (2) 道路工事のみを施工している期間（随意契約を含む）
- (3) 大型クレーン等の特殊機械の現着までに要する期間
- (4) その他関連工事により当該工事を施工できない期間

① 月単位の 4 週 8 休とは

対象期間内の全ての月毎の現場閉所（現場休息）日数の割合（以下、「現場閉所（現場休息）率」という。）28.5%（8 日／28 日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では 28.5%に満たない月はその月の土曜日・日曜日の合計日数以上の閉所を行っている場合に、4 週 8 休（28.5%）以上を達成しているものと見なす。

② 通期の 4 週 8 休とは

対象期間内の現場閉所（現場休息）率が 28.5%(8 日/28 日)の水準に達する状態をいう。

(2) 週休2日工事【交替制】

本工事における「月単位の週休2日【交替制】」とは対象期間において全ての月毎に技能者および技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日確保を、「通期の週休2日【交替制】」とは、対象期間において、技術者や技能労働者などが交替しながら4週8休以上の休日確保を行うことをいう。

対象期間とは、契約期間内において工事着手日から工事完成日までの期間のことである。工事着手日とは、実際の工事のための現場における準備作業（現場事務所等設置や測量等）に着手する日をいう。工事完成日とは、後片付け作業（出来形測量や現場事務所、保安施設等の撤去等）が全て終了した日をいう。

① 月単位の4週8休とは

対象期間内に現場に従事した技術者や技能労働者の全ての月で休日率が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。

② 通期の4週8休とは

対象期間内に現場に従事した技術者や技能労働者の平均休日日数の割合（以下、「休日率」という。）が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。

4 現場閉所とは

現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業※²を行う場合を除き、現場事務所での事務作業も含めて1日を通して現場作業を行っていない日をいう。

※2 「現場管理上必要な作業」とは、以下の作業を指す。

- (1) 災害の発生が予想される場合の予防作業
- (2) 災害発生時の応急作業
- (3) コンクリート養生など、品質を管理するうえで必要な作業
- (4) 交通誘導警備
- (5) その他特別な事由により現場管理上、必要と認められる作業

5 現場休息とは

分離発注工事または分割発注工事（以下「分離・分割発注した工事」という。）の場合に、各発注工事単位で1日を通して現場事務所での事務作業を含む一切の現場作業がない状態をいう。

なお、分離・分割発注した工事においては受注者間で調整の上、現場閉所日を設定することが望ましいが、工程上必要な場合など工事毎に現場休息日を設定することを妨げるものではない。

6 対象工事

- (1) 対象工事は企業局が発注する競争入札工事のうち、以下のいずれにも該当しない工事を対象とする。

- ア 現場作業を行う期間が1か月未満と想定される工事
- イ 災害等による緊急対応工事などの緊急を要する工事
- ウ 施工時期や現場条件（出水期、交通規制等）に制約が大きい工事
- エ 施工範囲が点在する維持補修工事（道路維持補修など）

オ 単価契約方式による工事

カ 工期に占める工場等での製作過程に要する日数の割合が高い工事

キ 施設状況等により対応が困難な工事

ク 前各号に掲げるもののほか、発注者が適さないと判断した工事

(2) 週休2日工事は次のいずれかの方式を基本とする。

ア 週休2日工事【現場閉所】

現場閉所（現場休息）が可能な全ての工事を対象とする。

工期設定支援システムを活用するなどして、週休2日による工期設定を行う。

イ 週休2日工事【交替制】

社会的要請や時間的な制約などにより現場閉所（現場休息）を行うことが困難な工事については【交替制】に基づき休日確保を推進する。

7 発注方式

受注者が、工事着工前に発注者に対して月単位の週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む受注者希望型での発注を原則とする。

なお、月単位の週休2日が達成できない場合においても通期の週休2日による施工に努める。

8 補正方法

当初予定価格から月単位の4週8休を前提とした経費の積算を行い、現場閉所（現場休息）の達成状況の結果、月単位の4週8休に満たない場合は履行状況に応じて減額の設計変更を行う。

9 週休2日工事の実施における留意事項

(1) 週休2日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日による施工の実施にあたってはその趣旨に沿うよう努めるものとする。

(2) 受注者は、計画的な休日の取得に努めるものとするが、現場の進捗状況等から降雨、降雪等による予定外の休工日を【現場閉所】の現場閉所（現場休息）日および【交替制】の休日とすることも可とする。

(3) 受注者は、地元対応や緊急対応など、やむを得ない場合は、監督員と協議のうえ、振替休日等により休日を取得することを可とする。

なお、現場内の安全確認等が必要な場合は、最低限の人員により対応することとする。

(4) 発注者は、週休2日による施工が適切に実施されているか、必要に応じて受注者への聞き取りや、受注者からの関係書類※³の提示により確認を行うものとする。

※3 「関係書類」として、日報、出勤簿、作業日誌、安全日誌等が考えられる。

(5) 発注者は、災害対応等の緊急時を除き、休日の前日などに休日の作業が発生するような指示等は行わないこととする。

(6) 工事監督員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離・分割発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。

- (7) 週休2日工事【現場閉所】において、現場閉所（現場休息）率が月単位の4週8休に満たない場合は履行状況に応じて工事別の以下の経費を減額補正する。なお、労務費の補正が明らかになっていない単価などについては補正の対象としない。

《工事別の補正対象経費》

土木工事：労務費，機械経費（賃料），共通仮設費，現場管理費

営繕工事：労務費

- (8) 週休2日工事【交替制】において、休日率が月単位の4週8休に満たない場合は労務費および現場管理費を減額補正する。

なお、労務費の補正が明らかになっていない単価などについては補正の対象としない。

- (9) 週休2日工事【交替制】において、休日を除いた連続勤務1週（7日）以下で従事した技術者および労働者は確認対象外とする。ただし、連続勤務1週（7日）以下であっても一定期間内で雇用（下請契約）しているなど、断続的であっても従事している技術者および技能労働者については、対象工事以外を含めた期間中の勤務状況を確認するものとする。その場合については、対象工事で作業従事した開始日より1週（7日）毎を確認対象期間とする。
- (10) 週休2日は土日を休日とする4週8休以上の現場閉所（現場休息）または、技術者および技能労働者が交替しながら月単位で4週8休以上の休日を確保するものであり、その実施に努めなければならない。

10 その他

- (1) 受注者は、週休2日工事の検証を行うため、下記のグーグルフォームにてアンケート調査に協力するものとする。

<https://forms.gle/8SCynebJyzEmZZ3a9>

- (2) この要領に定めのない事項については、必要に応じて受発注者の協議により定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和7年4月1日以降に入札を行う工事から適用する。

11 工事実施フロー

工事発注時
週休2日工事を選定後、入札公告文や特記仕様書に当該工事が週休2日工事である旨を記載する。 (別紙 1 参照)



工事契約後
契約後、受注者は月単位の週休2日による施工の取組意思等を記載した施工協議簿を工事監督員へ提出する。 (別紙 2 参照)

※受注者が月単位の週休2日による施工を希望する場合



施工計画書提出時
受注者は週休2日の計画工程表を施工計画書に添付して、施工協議簿とともに工事監督員へ提出する。 工事監督員は計画工程表の休日取得計画の妥当性を確認する。 (別紙 3 参照)

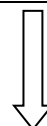


工事施工中
○週休2日工事【現場閉所】 ・工事監督員は休日が適切に取得されているか、必要に応じて受注者への聞き取りや、受注者からの関係書類の提示により確認を行う。 ・週休2日を確保しつつ、天候の不良、関連工事への調整の協力等、受注者の責めに帰すことができない事由により工期を延長する必要がある場合は、受注者は工事監督員へ工期延長についての協議を行うものとする。 ・受注者は、現場の閉所状況が確定した際、関係書類を添付した施工協議簿により、現場の閉所状況を工事監督員に報告する。 (別紙 4 参照) 工事監督員は、関係書類により現場の月単位および通期の閉所状況を確認するとともに、その状況に応じ、設計変更により工事別に以下の経費の補正を行う。 土木工事：労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費、現場管理費 営繕工事：労務費 (別紙 5 参照) ○週休2日工事【交替制】 ・工事監督員は技術者や技能労働者などの休日が適切に取得されているか、必要に応じて受注者への聞き取りや、受注者からの関係書類の提示により確認を行う。 ・週休2日を確保しつつ、天候の不良、関連工事への調整の協力等、受注者の責めに帰すことができない事由により工期を延長する必要がある場合は、受注者は工事監督員へ工期延長についての協議を行うものとする。 ・受注者は、現場の休日状況が確定した際、関係書類を添付した施工協議簿により、技術者や技能労働者などの休日状況を工事監督員に報告する。 (別紙 6 参照)

※受注者が月単位の週休2日による施工を希望しない場合



施工計画書提出時
受注者は週休2日の計画工程表を施工計画書に添付して、施工協議簿とともに工事監督員へ提出する。 工事監督員は計画工程表の休日取得計画の妥当性を確認する。



工事施工中
①通期の週休2日による施工を確認する。
②通期の週休2日による施工が確認できない場合、理由を協議簿で提出する。
現場の閉所状況に応じた経費の補正を行い設計変更をする。

工事監督員は、関係書類により現場の月単位および通期の休日状況を確認するとともに、その状況に応じ、設計変更により、労務費および現場管理費の補正を行う。

(別紙 7 参照)



工事完了後

- ・ 工事完了後、受注者を対象としたアンケート調査に協力するものとする。
- ・ 工事監督員は、従前の施工成績評定のとおりに、休日確保の観点で評価を行う。
- ・ 現場閉所による完全週休 2 日（土日）の実施、交替制による全ての技術者および技能労働者が月単位の週休 2 日の実施が確認できた場合、施行成績評定において評価する。

(別紙 8 参照)

1 入札公告・入札説明書の記載例

入札の公告

「1 入札に付する事項」に以下を追記する。
 (番号) 本工事は、「週休2日工事」の対象工事である。

入札説明書（総合評価落札方式による一般競争入札）

「2 入札に付する事項」に以下を記載する。
 (番号) 週休2日工事
 本工事は、「週休2日工事」の対象工事である。
 受注者は契約後、月単位の週休2日に取り組む旨を発注者と協議を行い、協議が整った場合に月単位の週休2日に取り組む希望工事である。なお、月単位の週休2日が達成できない場合においても通期の週休2日による施工に努めること。

2 特記仕様書の記載例

特記仕様書に以下のような事項を記載する。

- 月単位の週休2日工事【現場閉所】の実施について
1. 本工事は、「企業局週休2日工事実施要領」による、月単位の「週休2日工事【現場閉所】」の対象工事である。
 2. 発注方式は受注者希望型となり、受注者が月単位の週休2日の施工を行う希望がある場合、工事着手前に発注者に対して月単位の週休2日に取り組む旨の協議を行い、協議が整った場合に月単位の週休2日での施工を行う工事である。なお、月単位の週休2日が達成できない場合においても通期の週休2日による施工に努めること。
 3. 月単位の週休2日とは、対象期間の全ての月において、土日・祝日に関わらず、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状況をいう。
 対象期間は、契約期間内において工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間および夏期休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは対象期間に含まない。工事契約後、週休2日対象期間としていた期間において、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は受発注者間で協議して現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するものとする。
 4. 現場閉所（現場休息）とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪などによる予定外の現場閉所（現場休息）日についても現場閉所（現場休息）日に含めるものとする。
 5. 月単位の4週8休とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所（現場休息）日数の割合（以下、「現場閉所（現場休息）率」）が28.5%（8日/28日）以上の水準

に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では 28.5%に満たない月はその月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に 4 週 8 休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

通期の 4 週 8 休とは、対象期間内の現場閉所（現場休息）率が 28.5%(8 日/28 日)の水準の状態をいう。

6. 週休 2 日の確保の取組は将来の担い手確保，入職しやすい環境づくりを目指すものであることから，週休 2 日による施工を実施する受注者はその趣旨に沿った休日の取得に努めるものとする。
7. 週休 2 日の実施の確認方法は次によるものとする。
 - 1) 受注者は週休 2 日の計画工程表を施工計画書に添付し発注者へ提出する。
 - 2) 受注者は実施結果を発注者へ報告する。
8. 週休 2 日の実施状況について，発注者が必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には受注者は協力するものとする。
9. 経費等の補正について

【土木工事の場合】

現場の閉所状況に応じて，補正係数を労務費，機械経費（賃料），共通仮設費率，現場管理費率に乗じる。市場単価方式についても，現場の閉所状況に応じて補正係数に乗じるものとする。ただし，土木工事標準積算基準書（共通編）第 VI 編第 II 章市場単価に掲載されている工種のみ補正対象とする。なお，その他労務費分が明らかとなっていない単価等については補正の対象としない。

- 1) 現場の閉所状況

上記 5 に示した現場の閉所状況を達成した場合。

- 2) 補正方法

当初予定価格から月単位の 4 週 8 休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じている。なお，現場閉所（現場休息）の達成状況を確認した結果，月単位の 4 週 8 休に満たないものは，通期の週休 2 日の補正係数に変更するものとし，通期の 4 週 8 休に満たないものについては，補正係数に乗じない。

【営繕工事の場合】

対象期間内に現場に従事した技術者および技能労働者の平均休日数の割合に応じて，以下の補正係数を労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価，市場単価および物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）に乗じる。

- 1) 現場の閉所状況

上記 5 に示した現場の閉所状況を達成した場合。

- 2) 補正方法

当初予定価格から月単位の 4 週 8 休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じている。なお，現場閉所の達成状況を確認した結果，月単位の 4 週 8 休に満たないものは，通期の週休 2 日の補正係数に設計変更するものと

し、通期の4週8休に満たないものについては補正係数を乗じない。

なお、各工事の経費等の補正率は別紙5によるものとする。

10. 「週休2日工事」について、受注者を対象としたアンケート調査に協力するものとする。
11. 週休2日の実施計画書提出後、当該工事の全体工期については、影響はでないものの、一部の施工内容・箇所に変更があり、工期内での期限を設ける必要がある場合は、対象期間外とできる場合があるので、受発注者間協議を行うこと。

○ 月単位の週休2日工事【交替制】の実施について

1. 本工事は、「函館市週休2日工事实施要領」による、月単位の「週休2日工事【交替制】」の対象工事である。
2. 発注方式は受注者希望型となり、受注者が月単位の週休2日の施工を行う希望がある場合、工事着手前に発注者に対して月単位の週休2日に取り組む旨の協議を行い、協議が整った場合に月単位の週休2日での施工を行う工事である。なお、月単位の週休2日が達成できない場合においても通期の週休2日による施工に努めること。
3. 月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月ごとに技能者および技能労働者などが交替しながら4週8休以上の休日の確保を行ったと認められる状態をいう。
4. 対象期間は、契約期間内において工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、受注者の責によらず交替制による週休2日の実施が困難な期間は含まない。
5. 4週8休以上とは、対象期間内に現場に従事した技能者および技能労働者の平均休日日数の割合（以下、「休日率」という）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。
6. 週休2日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日による施工を実施する受注者は、その趣旨に沿った休日の取得に努めるものとする。
7. 週休2日の実施の確認方法は、次によるものとする。
 - 1) 受注者は、技術者および技能労働者などの休日確保状況を証明する方法を具体的に明示した施工計画書を発注者へ提出する。
 - 2) 受注者は、実施結果を発注者へ報告する。
8. 週休2日の実施状況について、発注者が必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。

9. 経費の補正について

【土木工事の場合】

対象期間内に現場に従事した技術者および技能労働者の平均休日数の割合に応じて、補正係数を労務費、現場管理費に乘じる。なお、労務費分が明らかとなっていない市場単価等については、補正の対象としない。

1) 技術者および技能労働者の休日率の状況

4週8休以上

休日率が28.5%（8日/28日）以上の場合

2) 補正方法

当初予定価格から4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乘じている。なお、休日率の達成状況を確認した結果、月単位の4週8休に満たないものは、通期の週休2日交替制の補正係数に設計変更する。通期の4週8休に満たないものについては、補正係数を乗じない。

【営繕工事の場合】

対象期間内に現場に従事した技術者および技能労働者の平均休日数の割合に応じて、補正係数を労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価および物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）に乘じる。

なお、休日率を算出する際、本工事に従事した期間が1週間に満たない技術者および技能労働者は対象外とする。

1) 技術者および技能労働者の休日率の状況

4週8休以上

休日率が28.5%（8日/28日）以上の場合

2) 補正方法

当初予定価格から4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乘じている。なお、休日率の達成状況を確認した結果、月単位の4週8休に満たないものは、通期の週休2日交替制の補正係数に設計変更する。通期の4週8休に満たないものについては、補正係数を乗じない。

なお、各工事の経費等の補正率は別紙7によるものとする。

10. 「週休2日工事」について、受注者を対象としたアンケート調査に協力するものとする。

11. 週休2日の実施計画書提出後、当該工事の全体工期については、影響はでないものの、一部の施工内容・箇所に変更があり、工期内の期限を設ける必要がある場合は対象期間外とできる場合があるので、受発注者間協議を行うこと。

第9-1号様式（工事）

工 事 施 工 協 議 簿

工事契約後打合せ時

（指示・承諾・協議・確認）

工事名	〇〇地区ほか1排水区 下水暗渠改築工事	発注者	主任監督員	監督員
		署名		
受注者名	(株) 〇〇建設	受注者	現場代理人	主任技術者等
		署名		
協議年月日		〇年 〇月 〇日		
協 議 事 項	記載者	打ち合わせ内容		
	現場 代理人 〇〇	例1) 当工事において月単位の週休2日による施工を実施しません。		
		例2) 当工事において月単位の週休2日による施工を希望します。		
合 意 事 項	監督員 〇〇	例1) 特記仕様書にも記載のとおり、月単位の週休2日が達成できない場合においても通期の週休2日による施工に努めてください。 なお、当初計上していた月単位の4週8休の経費補正については履行状況に合わせて設計変更します。		
		例2) 了解しました。 月単位の週休2日による施工を実施してください。		
協議簿最終取交し日		年 月 日	協議簿番号	NO.

第9-1号様式（工事）

工 事 施 工 協 議 簿

計画工程表受理時

（指示・承諾・協議・確認）

工事名	〇〇地区ほか1排水区 下水暗渠改築工事	発注者	主任監督員	監督員
		署名		
受注者名	(株) 〇〇建設	受注者	現場代理人	主任技術者等
		署名		
協議年月日		〇年 〇月 〇日		
協 議 事 項	記載者	打ち合わせ内容		
	現場 代理人 〇〇	週休2日の計画工程表を提出します。		
		施工計画時における週休2日確保の確認資料として、休日等取得実績調書を提出します。		
合 意 事 項	監督員 〇〇	提出資料により、月単位の週休2日が確保されていることを確認しました。		
		また、計画工程表の内容が適正（妥当）ですので、この工程に沿って工事を進めて下さい。		
		なお、施工中に工程変更が必要となった場合は、別途協議します。		
協議簿最終取交し日		年 月 日	協議簿番号	NO.

第9-1号様式（工事）

履行確認時

工 事 施 工 協 議 簿

（指示・承諾・協議・確認）

工事名	〇〇地区ほか1排水区 下水暗渠改築工事	発注者	主任監督員	監督員
		署名		
受注者名	(株) 〇〇建設	受注者	現場代理人	主任技術者等
		署名		
協議年月日		〇年 〇月 〇日		
協 議 事 項	記載者	打ち合わせ内容		
	現場 代理人 〇〇	本工事における現場閉所状況が確定したので、報告します。		
		現場閉所状況の確認資料として、休日等取得実績調書を提出します。		
合 意 事 項	監督員 〇〇	提出資料により、現場閉所状況（率）を確認しました。		
		経費補正の対象となるため、特記仕様書に基づき、事務処理を行います。		
		例1）（月単位の4週8休以上の場合）		
		提出資料により、現場閉所状況（率）が月単位で4週8休以上であることを確認しました。		
		当初計上の補正係数と変更ありません。		
		例2）（月単位の4週8休未満の場合）		
		提出資料により、現場閉所状況（率）を確認しました。		
		月単位で4週8休未満のため、特記仕様書に基づき、履行状況に合わせて設計変更の手続を行います。		
協議簿最終取交し日		年 月 日	協議簿番号	NO.

休日等取得実績調書

工事名		都市計画道路〇〇通舗装新設工事														契約工期		2025年4月15日		～		2026年2月28日		工事の始期		～		2025年5月6日		工事の完了日		2026年1月16日	
2024年	曜日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
3月	曜日 計画 実施	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
4月	曜日 計画 実施	月	火							火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	
5月	曜日 計画 実施																																
6月	曜日 計画 実施	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	
7月	曜日 計画 実施	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	
8月	曜日 計画 実施	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
9月	曜日 計画 実施	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	
10月	曜日 計画 実施	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	
11月	曜日 計画 実施	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
12月	曜日 計画 実施	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	
2025年	曜日 計画 実施	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	
1月	曜日 計画 実施	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	
2月	曜日 計画 実施	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	
3月	曜日 計画 実施	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	

実施時の対象期間開始期は、この場合5月6日となる。

一時中等、発注者があらかじめ履行の対象外としている期間は空欄とする。(対象期間外となる)

実施欄の作業日の始期及び完了日と一致しているか確認

夏夏夏

工事実施時・例

実施日の作業日の始期及び完了日と一致しているか確認

一時中止等、発注者があらかじめ履行の対象外としている期間は空欄とする。(対象期間外となる)

実施時の対象期間始期は、この場合5月6日となる。

夏夏夏

夏季休暇(3日間)、年末年始(6日間)は対象期間としない。

実施時の対象期間完了日は、この場合1月16日となる。

〔凡例〕 ■：作業日 休：休工日 (空白)：対象外期間

- ・休工日(休)の合計が、現場閉所日数となる。…①
- ・作業日(■)と休工日(休)の合計が、対象期間日数となる。…②
- ・右記の現場閉所率は、①/②により計算される。
- ・現場閉所率は
4週8休以上： 8日/28日=28.5%以上

完全週休2日(土)達成

日確認対象期間

これが履行状況となる

28.794%

4週8休以上

月単位での4週8休達成

現場閉所日数/週休2日確認対象期間

67日/238日

4週7休以上4週8休未達

〔週別現場閉所率〕

4週8休以上
28.5%以上

週休 2 日工事【現場閉所】の経費等の補正について

〔土木工事（土木工事標準積算基準書により積算した工事）〕

1 工事費の積算方法

週休 2 日工事において、対象期間における現場の閉所状況に応じた補正係数を各経費に乗じるものとする。

<現場の閉所状況>

月単位および通期の 4 週 8 休の現場の閉所状況を達成した場合。

月単位の 4 週 8 休とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」）が 28.5%（8 日／28 日）以上の水準の状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では 28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4 週 8 休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

通期の 4 週 8 休とは、対象期間内の現場閉所率が、28.5%（8 日／28 日）以上の水準の状態をいう。

<補正係数>

経費名・補正係数	現場の閉所状況	
	月単位 4 週 8 休以上	通期 4 週 8 休以上
労務費	1.04	1.02
機械経費（賃料）	1.02	1.02
共通仮設費率	1.03	1.02
現場管理費率	1.05	1.03

<市場単価等 補正係数>

下記補正係数一覧による。

2 補正方法

受注者希望型

当初予定価格から月単位における 4 週 8 休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じている。なお、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の 4 週 8 休に満たないものは通期の週休 2 日の補正係数に変更するものとし、通期の 4 週 8 休に満たないものについては、補正係数を乗じない。

＜市場単価補正係数一覧＞

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		通期	月単位	通期	月単位
鉄筋工		1.02	1.04	1.02	1.04
ガス圧接工		1.02	1.03	1.02	1.03
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.04	1.02	1.04
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01	1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02	1.01	1.02
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.00	1.00
	撤去・移設	1.02	1.03	1.01	1.03
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
法面工		1.01	1.02	1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.03	1.01	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.02	1.03	1.01	1.03
道路植栽工	植樹	1.02	1.04	1.02	1.04
	剪定	1.02	1.04	1.02	1.04
公園植栽工		1.02	1.04	1.02	1.04
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.04	1.02	1.04
橋面防水工		1.01	1.01	1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.01	1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01	1.00	1.01
軟弱地盤処理工		1.01	1.02	1.01	1.02
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.01	1.01	1.01	1.01

＜土木工事標準単価補正係数一覧＞

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		通期	月単位	通期	月単位
区画線工		1.02	1.04	1.02	1.04
高視認性区画線工		1.02	1.04	1.02	1.04
橋梁塗装工		1.01	1.03	1.01	1.03
構造物とりこわし工	機械	1.02	1.03	1.01	1.03
	人力	1.02	1.04	1.02	1.04
コンクリートブロック積工		1.02	1.04	1.02	1.03
排水構造物工		1.02	1.04	1.02	1.03
鋼製排水溝設置工		1.02	1.04	1.02	1.04
表面被覆工(コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01	1.02	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.02	1.01	1.02
表面含浸工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
剥落防止工（アラミドメッシュ）	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
防草シート設置工		1.01	1.03	1.01	1.03
紫外線硬化型FRPシート設置工（ ポリエステル樹脂）	固定足場	1.01	1.02	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.04	1.02	1.04
バキュームブラスト工		1.01	1.01	1.00	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
仮設防護柵設置工（ 仮設ガードレール）		1.02	1.04	1.02	1.04
機械式継手工		1.02	1.04	1.02	1.04
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.02	1.03	1.01	1.02
ノンコーキング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
FRP製格子状パネル設置工		1.00	1.00	1.00	1.00
侵食防止用植生マット工（ 養生マット工）		1.02	1.04	1.02	1.04
支承金属溶射工		1.02	1.04	1.02	1.04
耐圧ポリエチレンリブ管（ ハウエル管）設置工		1.02	1.03	1.02	1.03

＜下水道（管路）市場単価補正係数一覧＞

名 称	規格・仕様	補正係数			
		現場閉所 4週8休以上		交代制 4週8休以上	
		通期	月単位	通期	月単位
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.01	1.02
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.01	1.02
砂基礎工	人力施工	1.02	1.04	1.02	1.04
砂基礎工	機械施工	1.02	1.04	1.02	1.04
砕石基礎工	人力施工	1.02	1.04	1.02	1.04
砕石基礎工	機械施工	1.02	1.04	1.02	1.04
組立マンホール設置工		1.02	1.03	1.01	1.03
小型マンホール工		1.00	1.01	1.00	1.01
取付管およびます設置工	ます設置工	1.00	1.01	1.00	1.01
取付管およびます設置工	取付管布設及び支管取付工	1.01	1.02	1.01	1.02

〔営繕工事（公共建築工事積算基準等により積算した工事）〕

1 工事費の積算方法

週休 2 日工事において、対象期間における現場閉所（現場休息）の状況に応じて「2 単価の補正方法等」に基づき労務費を補正した複合単価および市場単価等により、予定価格のもととなる工事費の積算を行う。

＜単価の補正方法等＞

工事費の積算に用いる単価の補正方法等は以下による。

（1）複合単価

複合単価の労務単価は、公共工事設計労務単価に営繕工事における週休 2 日工事実施要領（以下「実施要領」という。）の補正係数を乗じて補正する。

なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。

（2）市場単価、補正市場単価および物価資料の掲載価格

市場単価と補正市場単価は、実施要領の補正係数から算出した以下の表 A、表 E および表 M の補正率の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【全館無人改修の場合】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【執務並行改修の場合】

- ・市場単価 × 改修補正率
- ・補正市場単価 × 改修補正率

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格を以下の表の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事、全館無人改修の場合】

- ・物価資料の掲載価格 × 新営補正率

【執務並行改修の場合】

- ・物価資料の掲載価格 × 改修補正率

2 補正方法

受注者希望型

当初予定価格から月単位における 4 週 8 休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じている。なお、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の 4 週 8 休に満たないものは通期の週休 2 日の補正係数に変更するものとし、通期の 4 週 8 休に満たないものについては、補正係数を乗じない。

表 A 建築工事の補正率

工種	摘要※	月単位の現場閉所 4週8休以上		通期の現場閉所 4週8休以上	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
仮設工事		1.03	1.03	1.01	1.01
土工事		1.02	1.02	1.01	1.01
地業工事		1.02	1.02	1.01	1.01
鉄筋工事		1.03	1.03	1.01	1.01
コンクリート工事		1.03	1.03	1.01	1.01
型枠工事		1.03	1.03	1.01	1.01
鉄骨工事		1.03	1.03	1.02	1.02
既製コンクリート		1.02	1.02	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08
防水工事(シーリング)	市場単価	1.03	1.16	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
石工事		1.02	1.02	1.01	1.01
タイル工事		1.02	1.02	1.01	1.01
木工事		1.02	1.02	1.01	1.01
屋根およびとい		1.02	1.02	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.02	1.10	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材仕上)	市場単価	1.03	1.03	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.03	1.17	1.01	1.16
左官工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
建具(ガラス)	市場単価	1.02	1.11	1.01	1.10
建具(シーリング)	市場単価	1.03	1.18	1.02	1.16
建具	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.03	1.17	1.01	1.15
塗装工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.03	1.14	1.01	1.13
内外装工事 (ビニル系床材)	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
内外装工事 (ビニル系床材)	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
ユニットその他		1.01	1.01	1.01	1.01
排水工事		1.02	1.02	1.01	1.01
舗装工事		1.01	1.01	1.01	1.01
植栽および屋上緑化		1.02	1.02	1.01	1.01

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価を示す。

「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。

なお、記載がない項目は市場単価、補正市場単価および物価資料の掲載単価に共通の補正率を示す。

表 E 電気設備工事の補正率

工種	摘要	月単位の現場閉所 4 週 8 休以上		通期の現場閉所 4 週 8 休以上	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
配管工事	電線管、2種金属線 および同ボックス	1.03	1.21	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.02	1.17	1.01	1.15
	位置ボックスおよび 位置ボックス用コンセント ケーブルボックス	1.03	1.20	1.01	1.18
	ケーブルボックス	1.02	1.15	1.01	1.13
	ケーブルボックス用接地端子	1.00	1.00	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.02	1.16	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.06	1.01	1.05
	(電動機その他接続材工事) 金属製可とう電線管	1.02	1.17	1.01	1.15
配線工事	600V絶縁電線および 600V絶縁ケーブル	1.03	1.19	1.01	1.17
接地工事	(接地極工事) 銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票(金属製)	1.02	1.02	1.01	1.01

表 M 機械設備工事補正率（電気設備工事に関連して適用する場合）

工種	摘要	月単位の現場閉所 4 週 8 休以上		通期の現場閉所 4 週 8 休以上	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
保温工事	配管用、ダクト用 おび 消音 内貼	1.03	1.17	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクトおよび 低圧チャンパー類	1.03	1.17	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、 ダクトチャンパー類の取付手間のみ	1.04	1.24	1.02	1.22
衛生機器設備 (ユニットを除く)	取付手間のみ	1.04	1.24	1.02	1.22

平均休日数の割合（休日率）の算出シート

No.	会社名	氏名	通期の通休2日				月単位の通休2日											
			対象期間	休日	休日率	平均	○月			○月			○月			○月		
							対象日	休日	休日率	平均	対象日	休日	休日率	平均	対象日	休日	休日率	平均
1	株式会社函館	函館 太郎	365	97	26.6%	25.8%	31	8	25.9%	25.1%	30	8	26.7%	28.7%	31	8	25.8%	29.1%
2	株式会社函館	函館 次郎	365	110	30.2%		28	8	28.6%		31	9	29.1%		30	10	33.3%	
3	株式会社函館	函館 三郎	365	107	29.4%		28	8	28.6%		31	10	32.3%		30	12	40.0%	
4	北海道建設株式会社	役所 太郎	199	58	29.2%		31	9	29.1%		31	10	32.3%		30	6	20.0%	
5	北海道建設株式会社	役所 次郎	194	55	28.4%						31	8	25.9%		30	8	26.7%	
6																		
7																		
8																		
9																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		
11																		
12																		
13																		
14																		
15																		

下請け業者の場合は下請契約期間内の現勤作業開始日から終了日

週休 2 日工事【交替制】の経費の補正について

〔土木工事（土木工事標準積算基準書により積算した工事）〕

週休 2 日による工事の発注を推進するため、必要な経費を計上する。

対象工事は、社会的要請や時間的な制約などにより現場閉所を行うことが困難な工事とする。

計上方法は以下のとおりとする。

- 1 週休 2 日を実施する工事については、休日率を算出し、対象期間における現場の休日状況に応じた補正係数を労務費および現場管理費に乘じるものとする。

＜技術者および技能労働者の休日率の状況＞

4 週 8 休以上

休日率が 28.5%（8 日／28 日）以上の場合

＜補正係数＞

	現場の閉所状況	
	月単位 4 週 8 休以上	通期 4 週 8 休以上
労務費	1.04	1.02
現場管理費率	1.03	1.01

2 補正方法

受注者希望型

当初予定価格から 4 週 8 休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乘じている。なお、休日率の達成状況を確認後、月単位の 4 週 8 休に満たないものは、通期の週休 2 日交替制の補正係数に設計変更する。通期の 4 週 8 休に満たないものについては補正係数を乗じない。

〔営繕工事（公共建築工事積算基準等により積算した工事）〕

週休 2 日による工事の発注を推進するため、必要な経費を計上する。

対象工事は、維持管理工事等、緊急性が高く休日に作業が必要な工事や社会的要請や時間的な制約などにより現場閉所を行うことが困難な工事とする。

計上方法は以下のとおりとする。

- 1 週休 2 日を実施する工事については、休日率を算出し、対象期間における現場の休日状況に応じた補正係数を労務費および現場管理費に乘じるものとする。

＜技術者および技能労働者の休日率の状況＞

4 週 8 休以上

休日率が 28.5%（8 日／28 日）以上の場合

＜補正係数＞

	現場の閉所状況	
	月単位 4 週 8 休以上	通期 4 週 8 休以上
労務費	1.04	1.02

2 補正方法

受注者希望型

当初予定価格から4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じている。なお、休日率の達成状況を確認後、月単位の4週8休に満たないものは、通期の週休2日交替制の補正係数に設計変更する。通期の4週8休に満たないものについては補正係数を乗じない。

週休 2 日工事における施行成績評定の取り扱いについて

週休 2 日【現場閉所・交替制】の確保の評価は週休 2 日を標準としたことから、それ自体の評価を行わない。従前の施工成績評定のとおり、休日確保の観点で下記において評価を行う。

(考査項目別運用表 様式－ 2 K④および様式－ 3 K① 2. 施工状況 II. 工程管理)

様式－ 2 K④(土木用)

工事成績採点の考査項目別運用表

【記入方法】 該当する項目に 1 を入れる。

評価項目	細別	a		b	c	d		
2. 施工状況	Ⅱ. 工程管理	適切である。		ほぼ適切である。	他の事項に該当しない。	やや不適切である。		
		該当	評価	「評価対象項目」			評価	評価
				☐ 工事の進捗を早めるための取組を行っている。			☐ 工程管理に関して、工事監督員が文書による改善指示を行った。	
				☐ 現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。				
				☐ 時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れがない。				
				☐ 休日の確保を行っている。				
				☐ 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。				
				☐ 適切な工程管理を行い、工程の遅れがない。				
				☐ 計画工程以外の時間外作業がほとんどない。				
				☐ 実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。				
				☐ 「施工プロセスのチェック」で指摘事項がなかった。				
				☐ その他（理由：				

様式－ 3 K①(土木用)

工事成績採点の考査項目別運用表

【記入方法】 該当する項目に 1 を入れる。

評価項目	細別	a	b	c		
2. 施工状況	II. 工程管理	優れている。	やや優れている。	他の事項に該当しない。	やや劣	
		該当	「評価対象項目」			
			□ 気象条件や施工条件などにより特に工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。			
			□ 隣接する他の工事などとの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。			
			□ 地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。			
			□ 工程管理を適切に行なったことにより、休日や夜間工事の回避等を行い、地域住民の生活サイクルへの配慮がみられた。			
			□ 工程管理に係る積極的な取組が見られた。			
			□ 工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。			
			□ その他（理由：			

また、工事監督員は受注者が下記の項目を履行できた場合、施行成績評定において評価を行うこととする。

1. 週休2日工事【現場閉所】において、完全週休2日（土日）を達成している。
2. 週休2日工事【交替制】において、全ての技術者および技能労働者が月単位の週休2日を達成している。

工事監督員は以下の手順により評定を行うこと。

【成績評定における評価項目】

総括監督員

様式－４Ｃ②

5. 創意工夫 I. 創意工夫 ■施工関係 17. その他

理由は「週休2日工事【現場閉所】において、完全週休2日（土日）を達成している。」
 か「週休2日工事【交替制】において、全ての技術者および技能労働者が月単位の週休2日を達成している。」を記載し、評価する。

様式－４Ｃ②

工事成績採点の考査項目別運用表

【記入方法】 該当する項目に1を入れる。		工事成績評価のための項目別加算項目	
評価項目	細別	工夫事項	1 / 2
5. 創意工夫	I. 創意工夫	■施工関係	
		□1. 施工に伴う器具・工具・装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。	
		□2. コンクリート二次製品等の代替材の利用に関する工夫。	
		□3. 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫。	
		□4. 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式等の施工方法に関する工夫。	
		□5. 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。	
		□6. 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。	
		□7. 照明などの視界の確保に関する工夫。	
		□8. 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫。	
		□9. 運搬車両、施工機械等に関する工夫。	
		□10. 支保工、型枠工、足場工、仮棧橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫。	
		□11. 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫。	
		□12. 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫。	
		□13. 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫。	
		□14. ICT（情報通信技術）を活用した情報化施工を取り入れた工事。	
		□15. 特殊な工法や材料を用いた工事。	
		□16. 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事。	
		□17. その他（理由： ）	
※上記項目に該当する場合、5点～0点の範囲で1項目1点の加点とする。			

1. 週休2日工事【現場閉所】において、完全週休2日（土日）を達成している。
 2. 週休2日工事【交替制】において、全ての技術者及び技能労働者が月単位の週休2日を達成している。
 上記の項目を履行できた場合、その他で記入し、加点評価を行うこととする。

する工夫。